

救急告示病院 病院群輪番制病院 精神保健福祉法指定病院
認知症疾患医療センター(地域型) 臨床研修病院(基幹型・協力型) 地域がん診療病院
準地域医療人材拠点病院 長野県難病医療協力病院

健康保険法による指定医療機関	心神喪失者等医療観察法による通院指定医療機関	原子爆弾被爆者医療指定医療機関
労働者災害補償保険法による指定医療機関	肝疾患に関する指定専門医療機関	特定疾患治療研究事業の実施委託医療機関
地方公務員災害補償基金指定医療機関	養育医療を担当する医療機関	難病指定医療機関
生活保護法による指定医療機関	精神通院医療を担当する医療機関	指定小児慢性特定疾病医療機関
結核予防法による指定医療機関	感染症法による第一種協定指定医療機関	中国残留邦人等支援法指定医療機関
身体障害者福祉法による指定医療機関		感染症法による第二種協定指定医療機関

内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、リウマチ・膠原病内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、病理診断科

◎平 日 8時30分から17時00分
◎土曜日 8時30分から12時30分

日曜日、国民の祝日、第2・第4及び第5土曜日、5月1日、年末年始（12月30日から1月3日）

関東信越厚生局長に届出て、次の施設基準等の基準による看護を行っています。

- ※ 急性期一般入院基本料（152床）急性期一般入院料1（7対1）の基準による看護配置
（曜日・時間帯による傾斜あり）
1日に看護を行なう看護職員の数が常時、入院患者7人に対して1人以上勤務。看護職員のうち7割以上が看護師と、常時入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しています
＜1日に看護を行なう看護職員の数が常時、3階病棟18人以上、4階病棟18人以上、6階病棟18人以上＞
＜看護職員1人当たりの受け持ち数：日勤帯（3階）4人以内・（4階）4人以内・（6階）4人以内
準・深夜帯（3階）14人以内・（4階）14人以内・（6階）14人以内＞
- ※ 精神病棟入院基本料（120床うち稼働病床96床）13対1入院基本料の基準による看護配置
（曜日・時間帯による傾斜あり）
1日に看護を行なう看護職員の数が常時、入院患者13人に対して1人以上勤務。看護職員のうち7割以上が看護師と、常時入院患者50人に対して1人以上の看護補助者を配置しています
＜1日に看護を行なう看護職員の数が常時、南病棟1階10人以上、南病棟2階10人以上＞
＜看護職員1人当たりの受け持ち数：日勤帯（南病棟1階）7人以内、（南病棟2階）7人以内
準・深夜帯（南病棟1階）21人以内、（南病棟2階）21人以内＞
- ※ 地域包括ケア病棟入院料2（52床）13対1（看護職員配置加算50対1）の基準による看護配置
（曜日時間帯による傾斜あり）
1日に看護を行なう看護職員の数が常時、入院患者13人に対して1人以上勤務。看護職員のうち7割以上が看護師と、常時入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しています
＜1日に看護を行なう看護職員の数が常時、13人以上＞
＜看護職員1人当たりの受け持ち数：日勤帯 5人以内、準・深夜帯 22人以内＞
- 患者負担による付添看護を行っていませんので、付添いに関しては各病棟の看護師長に相談ください

平成20年4月1日から、『厚生労働大臣の指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法』に基づき、該当する病床においては、診断群分類別包括評価（DPC）により算定をおこないます。（一部診断名・手術等により対象外となる場合があります。）

★当院の医療機関係数 1.4584（医療機関群基礎係数Ⅲ群＋救急補正係数＋機能評価係数Ⅰ＋機能評価係数Ⅱ）

6) 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています

7) 当院は「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に基づき、次の事項について関東信越厚生局長に届出を行い算定しています

医療DX推進体制整備加算、地域歯科診療支援病院歯科初診料、歯科外来診療医療安全対策加算2、歯科外来診療感染対策加算3、歯科外来診療感染対策加算4、
歯科診療特別対応連携加算、一般病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、救急医療管理加算、診療録管理体制加算1、
医師事務作業補助体制加算1、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算、療養環境加算、
重症者等療養環境特別加算、緩和ケア診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神病棟入院時医学管理加算、
精神科身体合併症管理加算、精神科リエゾンチーム加算、依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、
医療安全対策加算1、感染対策向上加算1、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、
後発医薬品使用体制加算1、病棟薬剤業務実施加算1、データ提出加算、入退院支援加算、認知症ケア加算、
せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、精神科急性期医師配置加算、排尿自立支援加算、
協力対象施設入所者入院加算、地域歯科診療支援病院入院加算、地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア入院医療管理料2、
入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)、心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算、
がん性疼痛緩和指導管理料、がん患者指導管理料イ、がん患者指導管理料ロ、がん患者指導管理料ハ、外来緩和ケア管理料、
糖尿病透析予防指導管理料、院内トリアージ実施料、夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算、
外来腫瘍化学療法診療料1、開放型病院共同指導料、がん治療連携指導料、外来排尿自立指導料、こころの連携指導料(Ⅱ)、
薬剤管理指導料、地域連携診療計画加算、検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料、医療機器安全管理料1、
精神科退院時共同指導料1及び2、歯科治療時医療管理料、在宅患者歯科治療時医療管理料、
往診料の注10に規定する介護保険施設等連携往診加算、
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2、
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算、歯科訪問診療料の注15に規定する基準、
BRCA1/2遺伝子検査、検体検査管理加算(Ⅰ)、検体検査管理加算(Ⅳ)、時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト、
ヘッドアップティルト試験、神経学的検査、ロービジョン検査判断料、コンタクトレンズ検査料1、CT撮影及びMRI撮影、
抗悪性腫瘍剤処方管理加算、外来化学療法加算1、無菌製剤処理料、心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)、
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)、
がん患者リハビリテーション料、認知症患者リハビリテーション料、歯科口腔リハビリテーション料2、認知療法・認知行動療法1、
依存症集団療法3、精神科作業療法、抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)、
医療保護入院等診療料、人工腎臓、導入期加算1、透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算、
下肢末梢動脈疾患指導管理加算、ストーマ合併症加算、CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー、椎間板内酵素注入療法、
緑内障手術(緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)、
食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膣腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、大動脈バルーンパンピング法(IABP法)、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術、
医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術、輸血管理料Ⅱ、輸血適正使用加算、人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算、
胃瘻造設時嚥下機能評価加算、麻酔管理料(Ⅰ)、病理診断管理加算1、悪性腫瘍病理組織標本加算、クラウン・ブリッジ維持管理料、
看護職員処遇改善評価料37、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)、入院ベースアップ評価料61

7)ー2 介護保険法による指定事業：居宅介護支援事業、(介護予防)訪問看護事業、(介護予防)居宅療養管理指導、
(介護予防)訪問リハビリテーション事業、(介護予防)通所リハビリテーション事業

8) 当院は以下の介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者さまの病状の急変等に対応します

介護保険施設名： 特別養護老人ホーム 高瀬荘
社会福祉法人幸充特別養護老人ホーム ライフ松川

9) 患者さんが希望されて次の部屋（特別療養環境室）に入院された場合は、
「室科差額」を頂いております（消費税込・すべて個室対応）

病棟名	室名	料金／日	病棟名	室名	料金／日	病棟名	室名	料金／日	病棟名	室名	料金／日
本館 3階 病棟	310	6,490	本館 4階 病棟	410	6,600	本館 5階 病棟	510	5,115	本館 6階 病棟	610	5,115
	311	6,490		411	6,600		511	5,115		611	5,115
	312	6,490		412	6,600		512	5,115		612	5,115
	313	6,490		413	6,600		513	5,115		613	5,115
	318	6,490		415	6,600		515	5,115		615	5,115
	320	6,490		416	6,600		516	5,115		616	5,115
	321	6,490		417	6,600		517	5,115		617	5,115
	322	6,490		418	6,600		518	5,115		618	5,115
	323	6,490		420	6,600		520	5,115		620	7,040
			421	6,600	521	5,115	621	3,080			
								622		3,080	
								623		3,080	
								625		3,080	
								626		3,080	
								627		3,080	
								628		3,080	
								630		3,080	

但し、医師等の判断により個室管理が治療上必要な場合は、上記の部屋に入院された場合でも負担は発生しません

10) 金属床による総義歯の提供料金は次のとおりです（消費税込）

金属名	上顎	下顎	※金属床総義歯とは、義歯床粘膜面の大部分が金属で構成されていて顎粘膜面にその金属が直接接触する形態で、なおかつ金属部分で咬合・咀嚼力の大部分を負担できる構造の総義歯のことをいいます
コバルト	220,000 円	220,000 円	
チタン	330,000 円	330,000 円	
金	550,000 円	550,000 円	

11) 当院は診療情報開示を行っています（消費税込）

診療経過の要約書交付		5500円	レントゲン写真(写)	1枚につき	660円	開示手数料	1回につき	2200円
診療録(カルテ)等(写)	1枚につき	15円	CT、MRI等画像写真(写)	1枚につき	660円			
検査記録、検査成績表(写)	1枚につき	15円	CT、MRI等画像(写)CD-Rの場合	1枚につき	1100円			

12) 医薬品の治験に係る診療を行っています

薬事法、薬事法施行規則及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令等に基づき、患者さんの同意を得たうえで実施しております。なお、治験に係る特別な費用の徴収は一切ありません

特掲診療料の施設基準（手術）に係る院内掲示

当院では、下記のとおりの手術症例数があります（2024年1月1日から2024年12月31日）
医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術に係る施設基準

1. 区分1に分類される手術		
	手 術 名	1年間の実績
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	22
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2. 区分2に分類される手術		
	手 術 名	1年間の実績
ア	靱帯断裂形成手術等	5
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	6
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術		
	手 術 名	1年間の実績
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術の件数	
	146

その他の区分に分類される手術	
手 術 名	1年間の実績
5. 人工関節置換術	108
6. 乳児外科施設基準対象手術	0
7. ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	18
8. 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
9. 経皮的冠動脈形成術	30
急性心筋梗塞に対するもの	2
不安定狭心症に対するもの	12
その他のもの	16
10. 経皮的冠動脈粥腫切除術	0
11. 経皮的冠動脈ステント留置術	27
急性心筋梗塞に対するもの	2
不安定狭心症に対するもの	12
その他のもの	13